自然景観保全エリア－その他の行為１

景観形成状況説明書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| エリア | 自然景観保全エリア | 行　為 | その他の行為 |

■配慮基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 該当 | 景観形成基準の内容 | 配慮した内容 |
| 特定照明 |  | 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 |  |
| 物品の堆積 |  | 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 |  |
| 共通事項開発行為土石類の採取その他の土地の形質の変更 |  | 行為後及び行為中の土地の地貌及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 |  |
|  | 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 |  |
|  | 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 |  |
|  | 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 |  |
|  | 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。 |  |
| 開発行為 |  | 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 |  |
|  | 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 |  |
|  | 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 |  |
| 土石類の採取 |  | 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 |  |
|  | 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 |  |
| その他の土地の形質の変更 |  | 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 |  |
|  | 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 |  |

自然景観保全エリア－その他の行為２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 該当 | 景観形成基準の内容 | 配慮した内容 |
| 木竹の伐採 |  | その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 |  |
|  | 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 |  |
|  | 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 |  |
|  | 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。 |  |
| 街路樹の管理 |  | 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。 |  |

■努力基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 実施の有無 | 景観形成基準の内容 | 配慮した内容 |
| 特定照明 |  | 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。 |  |
| 物品の堆積 |  | 堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを４ｍ以下とするよう努める。※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。 |  |
| 開発行為 |  | 高さが３ｍを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないように努める。※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。 |  |
|  | 周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。 |  |
| 土石類の採取 |  | 土石類の採取については、採取の方法が、露天堀りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。 |  |
| その他の土地の形質の変更 |  | 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 |  |
|  | 稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹林の保全を行うように努める。 |  |